

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によつて生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行つたときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の<u>翌年度</u>とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める<u>年度</u>とする。</p> <p>(1) 国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営土地改良事業の完了によつて受けるべき利益の<u>すべて</u>が発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 <u>その利益のすべて</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度</p> <p>(2) 一略一</p>	<p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によつて生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行つたときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の<u>全て</u>が完了した年度）の<u>翌年度の初日</u>とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める<u>年度の初日</u>とする。</p> <p>(1) 国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営土地改良事業の完了によつて受けるべき利益の<u>全て</u>が発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 <u>その利益の全て</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度</p> <p>(2) 一略一</p>